

議 事 録

会議の名称	平成22年度 伊丹市福祉対策審議会第2回地域福祉部会
開催日時	平成22年10月8日(金) 16:00~18:25
開催場所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
司 会	大西地域福祉課主査
出席者	藤井部会長、照屋委員、岩永委員、氏田委員、久村委員、相崎委員、原田委員、荒西委員(以上8名)(順不同)
欠席者	吉田委員(以上1名)(順不同)
事務局	西尾健康福祉部長、増田健康福祉部副参事兼地域福祉課長、大西地域福祉課主査 他
会議の成立	委員総数9名のうち8名出席、1名欠席 <過半数出席のため成立>
署名委員	岩永委員、氏田委員
傍聴者	1名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 部会長あいさつ 3. 報告 ワーキング会議の報告 4. 議事 伊丹市第2次地域福祉計画大綱(案)について 5. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の予定について (2) その他
備 考	

議 事 要 旨

1. はじめに

資料の確認 次第

資料 1 伊丹市第2次地域福祉計画大綱(案)

資料 地域福祉のエリア設定

資料 資料1の修正「正誤表」

2. 部会長あいさつ(略)

3. 報告

事務局よりワーキング会議の報告

5/28 全体会

6/2 松端座長とワーキング会議の進め方の調整

6/28 第1回ワーキング会議

5/25福祉対策審議会全体会の報告と「伊丹市の現状」について意見交換

7/12 第2回ワーキング会議

「現行計画の分野別課題」について意見交換

7/26 第3回ワーキング会議

「現行計画の分野別課題」について意見交換

8/11 第1回地域福祉部会

8/24 第4回ワーキング会議

「基本方向・基本施策」について意見交換

9/13 松端座長との打ち合わせ

9/24 第5回ワーキング会議

次期計画の「基本方向・基本施策」について意見交換・まとめ

藤井部会長：何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。では、早速ですが、次の議事に移りたいと思います。第2次地域福祉計画大綱(案)について事務局より説明をお願いいたします。

4. 議事

伊丹市第2次地域福祉計画大綱(案)について

事務局：伊丹市第2次地域福祉計画大綱(案)について説明(資料1)

できるだけ資料を早く届けたいと思い、送付しましたが、その後に、若干事務局で修正したため、正誤表を付けています。修正は文言等がほとんどで、大きく内容の変更はしていません。

第1章と第2章は前回骨子(案)で提示済み。

第3章と第4章は今回新たに提示。基本施策毎に【現況と課題】【取り組み】を示

しているが、こうなるまでにいろいろと検討を重ねています。この計画は市社協の推進計画を含むものであるということで、どこが実施するかがわかるように主体欄を設定しました。(詳しい説明については略)

藤井部会長：非常に内容が膨大なので、これからの1時間、全体にわたって審議していきたいと思います。第1章と第2章は前回ご論議をいただいておりますが、1章から順番に区切ってご意見をうかがい、今日は新しいところが第3章・第4章なので、そこを中心に論議したいと思います。それではまず、改めて第1章についてご意見がございましたでしょうか。

久村委員：地域福祉は住民と行政が一緒になって創り上げていこうということですが、この計画案の中では、住民に責任を転嫁しているのではないかという印象があります。地域福祉を進める上では、行政なり、どこが中心に動いて住民と一緒にやっていただくのかというイメージをもうちょっと出せたらと思います。現行計画では、社会福祉という説明の中に、市民間での支え合いを補完する、あるいは代替するような意味もあるというような文章があったのですが、この計画案ではないと思うのですが、そういう文言を入れていったほうが福祉の内容が伝わるのではないかと思います。長いので難しいかなとは思いますが、とにかく地域福祉をする上で社会福祉の位置づけをはっきりさせるという意味でも、そういう文言は入れておいたほうがいいのではないかと思います。どうでしょうか。

藤井部会長：どんな文言を入れたらいいのでしょうか。

久村委員：現行計画では、4頁の上のほうの社会福祉についての説明の中で、社会福祉は制度的に規定されていて、「家庭内での子育てや介護の機能、あるいは地域での市民間での支え合いを補完する、あるいは代替するような意味もあるといえます。」という文言がありますが、この新しい案では「制度的に規定されています。」で終わっています。だから、社会福祉の意義は支え合いを補完するという意味があるということを入れておいたほうがいいのではないかと思います。

藤井部会長：これは事務局へのご質問でしょうが、全体の流れの文脈があるので、その言葉を付け加える、付け加えないというのは、文脈の中で考えていかないといけませんし、ある意味ではこの計画の中身ではなく、前段の解説なので、ここではご意見だけうかがいまして、全体の文脈の整合性の中で考えさせていただくということで、いかがでしょうか。

久村委員：社会福祉とは何かということ、市民間の支え合いを補完するものだというイメージをもう少し形で示せればと思います。市民が担い手というか、地域でやりなさいという強調ではなくて、社会福祉というのはこういうものですよというイメージをも

う少し入れてもらえないかと思えます。全体的に長いので難しいかなとは思いますが、本当に地域福祉を推進していこうと思ったら、地域の人たちと専門的な人たちが一緒に動いていくということが必要ではないかなと思うので、そういう意味で、社会福祉とはどういうものかということについては、元々の現行計画にある文言を参考に入れてもらったほうが良いのではないかと思いますので、よろしく願います。

藤井部会長：第1章の部分で他にいかがでしょうか。

照屋委員：第1章は前回と比べて、まとまりが良いと感じています。地域福祉計画を推進していく上で最も大切なのは第4章部分だと思いますが、これらが地域社会でどのような機能をしていっているのかを庁内においてチェックする体制を作って、5年と言わず、もう少し期間を短くしてもいいから、この計画が地域社会で生きていくような体制にしていきたいという文章も入っており、良いと思います。これらが社会福祉協議会と地域社会との関係を強力なものにしていく1つの手立てだと思いますし、非常に素晴らしいなと思います。それからもう1つ、第1章だったと思いますが、それぞれの分野別に、市民の方々に知らしめる手段として啓発活動をしっかりしていくんだということが明言されていますので、私はこの地域福祉計画を実行していく上においては、非常に大切なことだと感じています。1つ1つのジャンルにおいて素晴らしい文章がありますが、それらが地域社会で本当に生きていく、活かされていくためには、行政あるいは社会福祉協議会として、地域社会とのパイプを太く持っていく形にして、広報活動がしっかり確立されていく体制にしていくことが大切で、それによって市民の幸せな暮らしのレベルアップにつながるのではないかと感じています。

藤井部会長：ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

荒西委員：私も照屋委員が言われたように、やはり情報が大事だと思います。高齢者の生活の充実には、広報を十分やらないといけないと思います。出前講座でも良いでしょうし、いろいろな広報活動で高齢者を助け合ってくださいるようによろしく願います。

藤井部会長：第4章の推進体制、普及・啓発、広報の部分のご意見として承りたいと思います。他によろしいでしょうか。

岩永委員：2点うかがいたいと思います。1点は、第1章ではないのですが、今回の計画のタイトルが地域福祉計画大綱となっています。大綱で出されるというのは、本当の地域福祉計画はもっと細かいものが出る予定なのかどうか聞きたいと思います。それから、2つ目は地域福祉計画の位置づけですが、市社協との関係は16頁以降に書

いてあるので、わかりましたが、他の計画との関係の中で、地域福祉計画が総合計画の下位の計画であるというところまでは了解しますが、他の福祉計画とか、いろいろな計画の横断的な施策を推進するためという、横断的という言葉が若干わかりにくいと思います。また、66頁の概念図についてですが、上のほうの公的サービスは他の個別計画にあるような内容ですが、下のほうにも公的サービスが入ってきますよという説明だったのですが、66頁は全部が地域福祉計画の対象なのか、下半分くらいが地域福祉計画の対象なのか、そのあたりの位置づけをもう一度お聞かせください。

藤井部会長：このあたりは地域福祉計画のわかりづらさというところもあると思いますが、2点ご質問がありました。事務局いかがでしょうか。

事務局：1点目の大綱についてですが、厳密にどのように使い分けをしているかと言うと難しいのですが、福祉対策審議会の中でまとめていただき、答申していただくものを、従前から大綱と呼んでおりまして、これを踏まえて、行政では行政計画に変えるということで、あくまでも計画大綱としています。ご指摘のように、行政計画になった時に、さらに詳細なものになるのかと言うと、そうではなくて、答申いただいた大綱が行政計画としてまとまる時には、内容的にはほとんど変わることなく、大綱という言葉を取ったものになります。ただ、その中には、資料としまして、昨年行いました地域懇談会の概要等が出てきます。内容的にはこの大綱で示したものがそのまま計画になるということですが、大綱毎にパブリックコメントにかけますので、今の流れですと、最終的に答申として計画大綱をいただいて、直ちに計画となるのではなく、計画案ということでパブリックコメントにかけ、そこでいただいた意見をもとに修正するところは修正して、最終的な行政計画となってまいります。ですから、大綱から行政計画になった時に変わるとすれば、パブリックコメント以後のところでは若干修正の可能性があるということで、基本的には計画大綱のまま行政計画となります。

66頁の概念図について、藤井部会長も言われましたが、地域福祉の概念を示すのは非常に難しいのですが、必ずしも図の下の部分だけが地域福祉計画で示すところという訳ではありませんし、今までやってきている公的なサービスだけでは不十分なので地域福祉で支えましようと言っている訳ではありません。あくまでも、今までどおり、公としてできる部分についてはやっていき、また、地域の方々の支え合い、助け合いのもとで進め、両者でもって地域福祉を進めていくということですので、この図の下のほうの地域支援の中だけを捉えて地域福祉ということではないと認識しています。

藤井部会長：私の解釈が間違っていたら事務局からおっしゃっていただきたいのですが、岩永委員は、この横断的という表現がわかりにくい、また、66頁の図も全部が地域福祉なのか、一部が地域福祉なのか、その領域がわかりにくいというご意見だったと思

います。私も16頁の地域福祉計画の位置づけのところ、この図はこれでいいのですが、この領域というのは何を指すのかをちゃんと書かないと、市民にはわかりにくいということだと思います。例えば、現に分野別計画があるが、それら全部をひっくるめた総合福祉が地域福祉計画と呼ぶのか、いや、この図では違うのかということだと思います。例えば、地域福祉計画の領域は、行政の他分野計画で覆えない、いわゆる制度の狭間の問題、また、当然生活ベースですので、子ども、障がい児童をはじめとした重複する課題、また、住民と行政の協働する課題、この3つを地域福祉の固有の施策の領域という説明の仕方をこの図を基にしておかないとわかりにくいのではないかと思います。いかがでしょうか。

岩永委員：現行の地域福祉計画では「他の個別計画の対象分野と重なる内容については、その個別計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなし、個別計画に委ねることとなります。」という書き方がされています。その場合ですと、個別計画に書いてある部分は個別計画の内容によるので、個別計画に書いていないことだけが地域福祉計画となるのか、それとも、個別計画に書いてあることは個別計画に優先するというような書き方なので、それも一応包含するんだけどということなのか、そのあたり、今回、他の個別計画に書いていない部分について、地域福祉計画となるということの線引きがややわかりにくいかなと思います。

藤井部会長：介護保険事業計画でも地域の見守りということが出ていますが、介護保険事業計画で地域の見守り政策が進むかと言うと進まない訳ですから、そこは地域福祉計画と公民協働の課題として連動させていくとか、また、重複した問題を抱える家族に対して介護保険計画だけでは対応できないものを家族支援という形で、権利擁護や総合相談という形で補完していくとか、私は具体的にはそういうイメージを抱いているのですが、事務局いかがでしょうか。

事務局：例として挙げますと、権利擁護の部分が特に思い浮かびますが、障害福祉計画にしましても、高齢者保健福祉計画におきましても、権利擁護のさらなる推進ということで、それぞれ書いています。地域福祉計画の中では、総合相談支援体制のもと、地域の方々との連携によって、障がい者も高齢者も権利擁護を進めていくということを改めて書いています。そういう意味で、包含的にという言葉を使わせていただいているつもりだったんですが、個々の計画のどの部分が該当するのかということになりますと、今すぐにこういう部分と説明はできませんが、まさに藤井部会長が言われたような形で、個々の個別計画については、もう一度、地域福祉計画として地域福祉の視点から関係性を示しているということです。

藤井部会長：ここはわかりにくいので、私は個別に具体的に言いましたが、そういう面からどういう表現をすればわかりやすいのかを点検をしていただくということで、よろしく願いいたします。それから、第1章で私から気になったことを2つ申し上げますの

で、ご参考いただきたいと思います。1つは同じ15頁で、どうしても地域福祉計画が総合計画的ですので、10年計画というスパンを持っていますが、他分野計画は3年見直しの5年計画というサイクルですね。その面で、地域福祉の動向の速さとかを考えると、見直しの頻度は他分野の計画と同等の頻度でやっていかないと古くなるのではないかと思います。ここでは中間見直しを5年にしていますが、第4章の進行管理と合わせて、その点を再考していただきたいと思いますというのが1点です。それと、どうしても社会福祉協議会の比重が非常に多いですが、他計画との関係、そもそもの地域福祉計画の性格づけということです。制度の狭間や横断的、また公民協働であるという部分の意味合いが強いので、そういう意味では、この地域福祉計画は他計画と違って、地域福祉の民間での推進計画もある意味では含みながら、なおかつ行政の地域福祉の基盤整備を書くということがこの計画の性格づけだと思いますので、計画の位置づけの中で、社協との関係などをもう少し明確に示したほうが良いのではないかと思います。この計画の性格づけの中で気になったのですが、照屋委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、第2章に移らせてもらって、何かございますか。

事務局：先程の説明でもれていましたが、ワーキングの中で、44頁の基本方向1の基本施策3の「ユニバーサルデザインのまちづくり」についてですが、どちらかと言うと、基本方向3の「誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり」に入れたほうが良いのではないかというご意見がありました。ただ、事務局としては、「ユニバーサルデザインのまちづくり」という観点から、基本方向1の中で示し、結果的に3つの基本方向の中にそれぞれ3つの基本施策があるというバランスの良いものになっていますが、それを基本方向3に入れますと、基本施策が2つ、3つ、4つというようにバランスが悪くなってしまいます。決して、それが駄目という訳ではないのですが、ワーキングの最終回でそのような意見がありましたので、本日はそのままになっていますが、いかがでしょうか。我々の資料としては、ソフト・ハード両面部分があり、特にソフト的な部分は住民との協働によるまちづくりという観点からここに入れておりますが、ご意見をいただけたらと思います。

藤井部会長：そのことを含めてご意見いかがでしょうか。

氏田委員：その点について、「誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり」という中に入れたほうが良いと思いますが、僕としては、課題が出てきても解決できない、僕らのことを障害者自立支援協議会にかけてもらうのが精一杯なんです。その協議会にかけても対応できませんと返事が返ってきた時、相談を受けても解決できない課題がたまっていくんです。ボランティアを探していく仕組みを考えているが、果たしてボランティアでそこまでできるのか。最近、僕が世の中変わったなと思うのは、買い物に行った時に、「今日はヘルパーさんがいないのですか」とよく言われるんです。昔だったら、みんなが買い物を手伝ってくれたけど、障がい者の介護をヘルパーが

仕事としてやってもらっているから、専門家に任せたらいいという意識が強くなって、地域でボランティアをしてくれる人が少なくなっている。僕としては遠くのヘルパーよりも近くのボランティアのほうがいいんです。課題を抽出するだけではなくて、解決する仕組みをもうちょっと具体的にできないかなと思っています。

藤井部会長：これは第3章と絡んで、相談のあり方についてのご意見だと思います。要は、それだけではなくて、制度の狭間の問題がたくさん出てきていて、課題を発見するのはいいんだけど、解決の出口がなかなか見つからない、地域福祉の相談事業としてどうしたらいいのかという意見だったと思いますが、その点、この施策の中ではどのようになっていますか。

事務局：施策では「総合相談支援体制の充実」ということになりますが、前回の部会でも障がい者の相談窓口について、市や社協は敷居が高くて、もっと気軽に相談できるような所があればいいというようなご意見だったと思います。そんな中で、第3章の「誰もが自分らしく仕組み」の中では、相談をどこで受けても、その方への支援につながるような仕組みを作らないといけないとうたっています。ただ、それに対する具体的な解決策までは示しきれていません。他の基本方向でも同じですが、こうすれば解決できるというところまでは書いておりません。

藤井部会長：61頁の基本施策2の「総合相談支援体制の充実」という意味合いの中には、そのことが多分含まれていると思いますし、見守りにせよ、何かの支え合いにしろ、具体的にはサービス開発をせざるを得ない訳です。そのことは、今回、新たに57頁の主要施策で「連携による新たなサービスの開発や仕組みづくり」というふうにバラバラに書かれてありますが、ここは実は出口としては、先程の総合相談支援体制というところで、開発とかつなく、連携というのは一体的な概念だと思います。少しそこが書かれているんだけど見えにくいのかもかもしれませんね。

氏田委員：結局、たらい回しにされているという意識が強いです。相談に行っても、あっちへ行ってください、こっちへ行ってくださいと言われるのが嫌なんです。みんなが集まって解決策を探って行って、行政ができなくても、ボランティアがするというようにやっていったら、もっともっと良いものができるのではないかなと思っています。もう一歩進んだことが書けないかなと思っています。

藤井部会長：他にいかがでしょうか。

相崎委員：第2章に関して、書かれている内容、めざすところの部分については、異論はございません。ただ、少し表現の仕方でも2点ほど感じたことがあったので申し上げたいと思います。まず1点は、第2章の文章に関してですが、他の章に比べて少しわかりにくい感じを受けました。主語と述語が少しつながっていないのではとか、修飾

語が多いとか、誤字も少し見受けられるように思われますので、もう少し推敲を重ねていただくと、よりわかりやすい文章になるかと思しますので、お願いします。あと1点は、45頁の図がわかりにくいと思いました。当事者・家族、地域住民、市民という輪がありますが、市民と地域住民はかぶってきますし、別々の人ではない訳ですので、わかりやすいように図を書いていたのですが、余計にわかりにくくなったのではないかという印象も受けました。ですので、工夫していただける点があれば工夫していただき、このままでいくということであればそのままでもいいのですが、少しそう感じたということをお伝えさせていただきます。

藤井部会長：これは私も気になったところで、ご指摘の1つは、44頁の基本施策の分けによりますが、まちづくりの基本条例を不勉強で読んでいないのでわからないのですが、そもそも住民と市民を分けないといけないのでしょうか。ここが基本的な事柄として、あとあと出てきますし、45頁の図にも出てきますので、まず、そのことについてご意見をお聞かせください。

事務局：ワーキングの中での整理でこのようにさせていただきましたが、最初は住民も市民もあまり使い分けしていなかったのですが、最終的に、地縁型の地域福祉活動と、地域を限定せずに伊丹市内あるいは市外も含めて活動しておられる、テーマ型の地域福祉活動など、様々な活動がある中で、地域住民というものと、広くまちづくり条例で言うところの市民と呼ばれる事業者市民も含めた市民ということで分けて捉えたほうがいいのかということで、あえて2つに分けた書き方にしました。

藤井部会長：広辞苑によると、その土地に住んでいる人を住民と呼んでいて、今の地縁型というのと同じ使い方ですね。ところが、市民というのは、辞書的には、共通関心に基づく公益活動を行う人という意味、そういう概念がある訳です。そうすると、テーマ型の地域福祉活動を行う人は、共通関心に基づいて公益活動を行う人ということで市民と呼んで、地区社協とか、地域に住んでいる人で公益活動を行っている人をどう呼ぶんだという問題が出てきて、あとあと課題が非常に大きくなるのではないかと心配をしています。ですから、逆にその点も含めて、ワーキングでどういう論議をされたのか。

事務局：ワーキングの中では、Aさんがある場合には地域住民になり、ある場合には市民になるというような話はありませんでしたが、そこまでの議論には至っていません。いろいろな取り組みを整理していく上において、広くボランティアの活動を見た時に、その地域に限定したボランティアではなくて、一般的にテーマ型で動いておられるボランティアの方々を引き込んでいきたいという中で2つに分けさせていただいたということなのですが。

藤井部会長：地区ボランティアセンターでやっているボランティアは、住民とか住民活動になるのですか。

事務局：今の私の説明から申しますと、そういう考え方で整理させていただいたということです。

藤井部会長：では、地域というのはどこまでのエリアを地域と呼ぶのですか。町内会ですか、小学校区ですか、中学校区ですか。伊丹市というのは地域ではないんですか。

事務局：イメージ的には地域というのは、小学校区を最大にして、その中で町内会、隣近所という場合もあるということで、最大のエリアは小学校区という形でまとめたつもりです。そのエリアを越える場合は市民だということで、そういう形で整理したというように思っています。

藤井部会長：私はこのことが非常に気になっています。各委員のご意見いかがでしょうか。

岩永委員：45頁の図で言えば、当事者と家族も市民なんです。当事者も家族はサービスや支援を受けるだけでいいのかと言うと、そうではなくて、当事者自身だって連携とか、一緒にやっていく姿勢が絶対に必要で、そうすると、当事者と家族には支援を受ける矢印が3本きていますが、連携の矢印を入れたら、全部に連携と支援の両方が入ることになりますので、この図の意味がないということになってしまいます。ですから、当事者であろうと、いわゆる町内会とか小学校区の近所の人たちも、伊丹市全体に関わる人も、すべて市民なので、かかわり方が違うという形の図ならわかりますが、それぞれ別々に3つの丸印で書かれると、若干、違和感があります。

原田委員：私もそのように思いました。当事者・家族は市民ではないのかなというように思いました。

事務局：この図は非常に悩んだところでして、今もいろいろな意見をいただく中で、最終形になっていくのかなと思っています。1つは、当事者・家族の方も、市民、住民であるということで、当事者・家族のほうからも矢印を入れ、地域住民の方々へ支援を向けています。高齢者の方でも、地区ボランティアセンターに登録されて、話し相手なら私もできるという方もいらっしゃいますし、支援を受けるだけでなく自らも支援をしているという方もおられますので、そういうイメージにしたいということで、両矢印にしています。市民のほうには矢印がいないのではないかと、特に意味があった訳ではないのですが、地域の中で支援者となっているのではないかと、地域住民のほうに両矢印したということです。ただ、この図にしても、もっとわかりやすいものにしていきたいと思っておりますので、このようにしたらどうかという意見がありましたら、お願いします。この図では、それぞ

れの施策がキーパーソンとなる方々の間で、どういう関係図にあるかということを表したかったので、当事者・家族の方ももちろん地域住民であり、市民である訳ですが、丸印で囲んで分けさせていただきました。それはもちろん、それぞれが別々だという意識ではなく、その中で施策がどういう関連で結びついているのかということを示したかったということで、何か良い図がありましたら、ご一報いただけたらと思います。

藤井部会長：ですから、まず1つは、先程の住民、市民の言葉の使い方についてもう一度ご検討いただいた上で、先程の質問に答え得る検討をしていただきたいということです。また、45頁の図は、皆さん、わかりにくいということです。地域福祉というのは、市民活動もするし、地域住民になったり、当事者にもなったり、全部が相互関連するのが特質なので、こういう図も非常に書きにくいとは思いますが、少しわかりづらいですね。

照屋委員：地域福祉計画を立てる上において、この大筋は当然だろうとは思いますが、私が、長い間、地域社会でいろいろな活動に参加してきた中で思いますのは、実際にきめ細かく、お互いに助け合う地域社会というのは、小学校区では簡単にできるものではないと思っています。やはり、地域における最も大切な自治会の組織、いわゆる小地域という形の中で、助け合いの社会があれば、気軽に助け合いができると思います。これから世の中はどんどん変わっていきます。例えば、伊丹市も店舗がどんどん大型化してきており、高齢者の買い物も簡単にできないように変化しています。伊丹でも大きな変化がますます起こる中で、小地域社会の中でどんな助け合いができるのかということ、この計画に滑り込ませていけないといけないと思います。小学校区という形で、ある程度スタートしても、実際に市民の本当の幸せを願うきめの細かいサービスは、自治会単位でお互いのネットワーク事業ができるような思いやりの地域づくり、社会づくりが必要になってくるのではないかと私は思います。この先何年かしたら、いろいろな制度も、条例も変わるというようなことになるかと思いますが、ここでスタートをして、一つ一つチェックを入れていって、行政でもチェックを入れながら、修正すべき部分は修正していくというような細かい対応を社会福祉協議会の地域社会とのパイプラインの中に組み込んだ形のものを作り上げていくということが私は大事なことだと思っています。

藤井部会長：ありがとうございました。他にいかがですか。

岩永委員：1つのアイデアなんですけど、基本施策1で書いてあることは、小学校区なのか自治会なのかわかりませんが、狭いエリアのことです。基本方向2では、どちらかと言うと、テーマ型のことが書いてあります。ということは、一人一人の市民はどうかかわり方もできる訳で、地域でも生きておりますし、1つのテーマ型の活動に参加することもありますし、支援を受けなければならない立場になることもある訳

で、単なるステージの違いだと思います。市民とか住民という違いではなくて、ステージの違いなので、住民、市民という分け方にしないで、それを含めて基本施策部分を書いて、45頁の図もそのステージの違いのように変えてもらったらどうかと思います。

藤井部会長：そうですね。エリア設定については、先程の照屋委員の意見に私も賛成で、基本的には最大でも小学校区までおりにいかないといけませんし、また、広域にも広がらないといけません。ですから、枠組ではなくて、岩永委員のご指摘のようなステージの違いと言えますね。

原田委員：大きなステージもあれば、小さなステージもあると。

久村委員：今言われたようなことと、専門家との連携について書かれていますが、市がする分、社協がする分、それをもっとわかりやすくしてもらいたいと思います。アンケート結果で社会福祉協議会をほとんど知らないとか、民生委員さんも知らないということが出ていたので、権利擁護などでは地域包括支援センターという名前、施設名を入れていくようにしてはどうかと思います。そういう名前もきちんと出ているということになれば、どこが相談窓口かがより一層市民にわかるようになるのではないかと思いますので、そういう名称も入れるようにしたらどうでしょうか。

事務局：具体的にはどの部分でしょうか。例えば、権利擁護センターなどは65頁の概要の中で、地域包括支援センター、あるいは介護支援センター、地域生活支援センターというような形で権利擁護に関わっていきますということで挙げていますが、どの説明の部分で入れておいたほうが良いということが具体的にありましたら教えてください。

久村委員：私もよくわからないのですが、66頁の図にも入れていただけていますが、51頁の図もよく理解できないので、もう少しわかりやすくしていただきたいと思います。それから、当事者や市民の方が地域でいろいろなことをしていこうと思えば、いろいろな知識・情報が要る訳ですから、それをどこで聞き、どこでいろいろと教えてもらったらいいかということがわかる図なり、体系図を作っていただかないと、せっかく計画を作っても、結局どこが何をしてくれるのかわからないとか、自分たちがしようと思っても知識がなくてできないということがあると思うので、専門家の方と協働でやっていくという観点を図の中でもっとわかりやすく書いたらいいのではないかと思います。図でわかりやすくなるかと思ったら、逆にわかりにくくなったという感想が正直ありますので、もう少し考えていただけないでしょうか。

事務局：全部を包括したようなイメージ図となると、どうしてもこうなってしまうのですが、

今言われたように、市民の方が知りたいのは、こんな時にどこへ相談して、どこにつながるのかといったことになるかと思しますので、個別に図示するのは難しいということで、この計画案では、そういったことが市民の方にわかりやすくするような取り組みについて挙げてさせていただいています。例えば、福祉事務所では、福祉のしおりであるとか、障がい者の方に対する福祉の手引きというような形で、別途パンフレットを作成しておりますし、今後も、具体的にこういった場合には窓口がどこかということをやよりわかりやすく示しながら、個別に対応していきたいと考えています。この計画の中では、概念として全体を見ていただけるものを入れたいということで考えておりますが、できるだけわかりやすい図にしたいと思っておりますので検討したいと思っております。

藤井部会長：そこは再点検をしていただくということをお願いしたいと思っております。時間が6時になっておりますが、今日は最後までいかないと、後の作業ができませんので、第3章、第4章を一括してご意見いただきたいと思っております。

相崎委員：3点申し上げさせてください。まず1点は、事業の施策の取り組みの中で、子どもや青年、若者に関する取り組みをもう少し盛り込んでいただきたいと感じました。高齢者や障がいのある方への支援が中心になっていますが、もちろん、それが一番なのですが、地域づくりの理念として、すべての人ということであれば、すべての人が地域福祉にかかわれるよう、もう少し事業内容が盛り込まれるべきではないかと感じました。例えば、幼・小・中・高校と地域とのかかわり、交流事業をしていくといったことをもう少し盛り込んでいただきたいです。2点目は、全体的な表現の方法ですが、具体的な目標数値や期限を盛り込むことができなかつたのかなと感じています。行政が作る計画というのは、文章で書かれていることが多いのですが、最近では、それがわかりにくいということで、具体的な数値目標を盛り込んでいくという流れがあると聞いています。自治体によっては、市の総合計画でも、いつまでにこういうことをやろうという目標を掲げているところがあると聞きます。そういった意味では、今回の地域福祉計画でも、可能なものだけでもいいので、具体的な目標数値や期限を盛り込むことができないのでしょうか。例えば、平成何年までに地区ボランティアセンターを全校区に立ち上げるなど、可能なものだけでもできないかと感じています。あともう1点は、第4章の推進体制の部分ですが、先程、部会長が言われた見直し期間ですが、私も3年毎くらいがいいのではないかと、5年は少し長いのではないかと感じています。あと、今後の計画のチェック体制についても1点。これは事務局から説明がありましたが、市民がチェックする体制が盛り込まれていないのではと感じました。それについては、今後検討すると事務局が説明されましたので安心したのですが、今の案では、庁内でチェックして審議会にかけるという文言になっておりますので、市民がもう少しチェックをかけられるような体制を検討して盛り込んでいただきたいと感じました。

藤井部会長：最後の第4章についてですが、公民協働の市民参加というのは、計画、実行だけではなく、評価まで市民が参加するという理念から、そういうことだろうなと思います。4点のご指摘をいただきましたが、それと関連して、まずはご意見をうかがいましょう。どうぞ。

原田委員：66頁の図で自治会等地縁団体となっていますが、地域で何かするということになれば、やはり自治会だと思います。地縁団体もいいけれども、やはり、自治会がメインでほしいな、自治会には地域において母体としてやっていただきたいなと私は思っています。もちろん、小学校区も含めてですが。

岩永委員：ユニバーサルデザインですが、私も基本方向3のほうがいいのではないかと思います。基本方向1、2、3に基本施策を3つずつぶら下げたほうがバランスは確かにいいのですが、バランスの見ただけで無理に押し込まなくてもいいのではと感じました。

藤井部会長：他にいかがでしょうか。荒西委員いかがでしょうか。

荒西委員：もう1回家でゆっくり見て、次に伝えたいと思います。

藤井部会長：久村委員いかがでしょうか。

久村委員：地域福祉を進めていくという意味では、情報の問題も書かれていますが、もう少し地域の方が、情報なり知識を得られるようなことを具体的に出していただけたらと思います。地域福祉を進めるのに困難なことが出てきているということで、地域の方々と一緒に進めようと思っても、隣近所との付き合いがどんどん減っているという深刻な状況になっている訳ですから、もう少し連携をしようと思えば、住民の方々がいろいろな知識を身につけるということを日常的にできる方法が織り込まれている必要があるのかなと感じました。先程も言いましたように、専門的な方々と一緒にやらないと、住民だけでやろうと思っても重荷になってくるし、自治会だけですというのでは大変難しい問題だと思いますので、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

藤井部会長：あと、氏田委員と照屋委員からもお聞きしましょう。

氏田委員：小学校区で、どこに障がい者が住んでいるのかを把握しておいてほしい。何かあった時に、ここに住んでいた人はどうなったのかを確認できるし、把握しておいてほしい。

照屋委員：特にございませんが、伊丹市民が幸せに暮らせる計画ができればと思います。

岩永委員：1点だけなんです、第4章でこの地域福祉計画そのものの性格にかかわることだと思いますが、主に市がめざすもの、社協がめざすものと、市民自らが目標とすべきものということで、主体によっても若干目標というものが違ってくるところで、そういう分け方でコメントしてもらえないでしょうか。

藤井部会長：本日のコメントですか。

岩永委員：ですから、市も、社協も、市民も、みんなが連携してこの計画をやらないといけないということはわかりますが、連携でやっていくと言っても、実際に誰が中心になってやっていくのかを書いていただけないかということです。この問題については市がやる、この問題は社協で、この問題は市民自らがやっていくんだよということ、つまり担い手について、もう少し明確に書いていただけないかということなんです。

藤井部会長：それは、この計画の最初の部分に総括的な役割として書くのか、第3章に取り組みの主体として、社協と市と書かれているが、そこにそういうことを書き込むということなのか、どちらですか。

岩永委員：地域福祉計画は行政計画であって、市や社協も入るのですが、市民自らが目標とすべきことも示す計画だと最初に書いてあるので、担い手としては、その三者になるのですが、どちらかと言うと、責任の明確化をしたいということなんです。

藤井部会長：主体の明確化ということでは、この計画では、事業者市民という表現を使っていますので、市民の中に事業者も含んだ市民ということですね。

岩永委員：はい、そうです。

藤井部会長：今日は、時間の関係上、最後の第3章、第4章のご意見、ご質問を部会で集約して深めていくことができませんでしたので、少しご意見の整理を事務局で進めていただきたいと思います。事務局から総括的にご意見をいただけますか。

事務局：たくさんのご意見をいただきましたので、ここで全てお答えするのは難しいかなと思いますが、事務局として検討すべきことがあると思っています。まず1つ、久村委員の意見、地域の人たちが情報や知識を得られるようにすることにつきましては、この計画案の55頁に取り組みとして挙げています。また、ネット会議でも会報を作られて情報を出されている所もありますし、いろいろな形で地域の方々に情報をお示しして、地域福祉の知識も持っていただけるような取り組みは掲げています。それから、氏田委員からのご意見、小学校区の中での障がい者、高齢者がどこ

に住んでいるかを把握することについては、災害時の要援護者対策の取り組みの中で、把握のことが書いてあります。相崎委員から、若者・青年と地域福祉のかかわりがもう少し書けないのかというご意見がありましたが、今回若者・青年を削除しましたので、もう一度考えてみたいと思います。また、目標数値、期限をはっきりと書いていないということがあるかと思いますが、事業実施計画で別途、地域ネット会議を平成22年度までに17校区、地区ボランティアセンターを7校区ということを庁内で示して、目標を持ってやってきております。目標数値を書ける部分だけでも、ということですので、改めて検討しまして、何か目標値を掲げることができるものがあれば明記したいと思います。岩永委員からは、市、市社協、市民のめざす目標といったことをコメントしてはどうかというご意見ですが、市、市社協がどの方向を向いて、どういったところを目指すのかというのは書いてきたつもりですが、もう一度全体を見て、もっとわかりやすくということであれば考えたいと思います。ただ、市民につきましては、例えば、計画目標の福祉文化の創造という部分で、地域福祉そのものは市民自らができることを感じていただきたい、福祉というのは、福祉の専門家、福祉の関係者、行政がやったらいいというのではなく、今、自分に置き換えて何ができるかということを書いています。総合計画でも同じような議論がありましたが、行政計画の中で、市民が何々をしますと言うのは、押しつけていると感じる方もいらっしゃると思いますので、非常に難しい部分がありますが、市民の方々の役割をとばしたということではございませんので、市民の方々にはこういうことを期待していますと書けるものであれば書いてみたいと思います。

藤井部会長：全国的にもそうでしたが、1期目の地域福祉計画は理念的計画だったので、2期目の計画は評価しにくいという実態がありました。無縁社会が非常に深刻な時期に際して、もっと具体的な計画を作ろうというのが今回の目標で、そういう意味では、かなり具体的に第3章が書かれてあります。そういう意味から言いますと、今度は進行管理をしていこうという次のステージの中で、今度は、先程言われました目標数値とか方法論を予期して計画を作成していかないといけないという中でのご質問、事務局からのご答弁だったと思います。時間が過ぎていますが、もう1つ言わせていただきますと、地域福祉のベースは市民が育たないと動かない計画なんですね。そういう意味では、市民参加や市民活動のことは書かれていますが、本来は市民教育、社会教育なんです。当事者市民がまちづくりの主体者として育っていくためのベースを作っていくということは、大きくは、まちづくりのベースでもありますし、地域福祉のベースでもあって、そういうものは施策の中に組み込まなくても、考え方としてあるべきかなと、久村委員のご指摘の中から改めて感じた次第です。また、細かな所もあると思いますので、少しお気づきになった点も追加でいただきながら、事務局作業を進めていただきたいと思います。

久村委員：社協の発展計画はすごく具体的でいいなと思っています。頼りにしている社協の職員体制のことも問題提起されていますが、地域福祉を地域で確立していく上で社協

の役割もすく大きくなると思うので、市も積極的に職員体制のことなどをきちんと考えてほしいと思います。

事務局：職員体制はきちりしているつもりですが、社協の発展計画では、コミュニティワーカーは小学校区に1人くらいの割合で配置して、地域に入り込んで、きめ細かくという思いで書いてありますので、そうなったほうが良いというのはわかっていますが、最小の経費で最大の効果が出るような形の中で、人員配置につきましては十分協議しながら、さらにきちんとしていたいと思っています。決して押さえつけて足りない人員でやっていくつもりはありませんので、今後も社協と一緒にやる思いでおりますので、ご了解いただきたいと思います。

藤井部会長：それではこれで終了したいと思います。今後の予定について、事務局よりお願いいたします。

事務局：委員の皆様には別途ご案内いたしますが、11月1日月曜日、午前10時から福祉対策審議会第2回の全体会をこの会場で行う予定です。その後、福祉対策審議会地域福祉部会を11月17日水曜日、午前10時から開催し、計画大綱の確定をする予定です。

藤井部会長：何かご質問ありますでしょうか。他に事務局から何かありますか。それでは、大幅に時間をオーバーし、進行が悪くて申し訳ございません。これで本日の会議は終了させていただきます。皆さん、どうも御苦労さまでした。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印